

3 教文第 5 1 4 号
3 教体第 1 8 8 号
令和 3 年 7 月 3 0 日

各県立学校長 様

学芸文化課長
体育保健課長
(公印省略)

県立学校における令和 3 年 7 月 3 0 日以降の部活動の取扱いについて (通知)

新型コロナウイルス感染症は、全国的に感染が急拡大する中、県内においても、県外関連の感染者が急速に増加しており、7 月 3 0 日より県全体の感染段階がステージ 2 (注意報) からステージ 3 (警戒警報) に引き上げられました。

本県での新規感染者数は、県外から家庭内等への持ち込みを中心に急拡大しており、前週比で約 4 倍に増加している状況です。

つきましては、感染防止対策をより一層強化し、感染リスクを徹底して抑える取組を講じる必要があることから、部活動における県外との交流を停止し、令和 3 年 7 月 3 0 日 (金) より、下記の留意事項に特に注意し、【別紙】に基づいた取組をお願いします。

なお、日々状況が変化しているため、感染の状況によっては対応を見直すことがあることを申し添えます。

記

- ・ 健康観察を実施し、体調がすぐれない生徒は参加させないこと。(発熱、咳やのどの痛みなど)
- ・ インターハイや高総文祭などへの参加や、県内における大会参加等を含めた他校等との交流後の健康管理の徹底について、特に留意すること。
- ・ 部員同士が集まって食事を摂る場面を可能な限り避けるなど、飲食時の感染防止を徹底すること。
- ・ 更衣室や部室等は、交替で入室するなどして、一度に大人数の生徒が使用することを避けること。
- ・ 移動の際は、原則マスク着用を徹底し、バス等利用時は定期的な換気も行うこと。
- ・ 合宿などで他チームと宿舎が同じ場合は、飲食および入浴の時間や会場を分散する、他のチームと相部屋にしないなど、可能な限り、普段一緒に活動している者以外との接触を避けること。

【問い合わせ先】

学芸文化課	教育文化班
担当：林	【TEL】095-894-3385
体育保健課	学校体育班
担当：佐藤	【TEL】095-894-3393

部活動の取扱いについて（令和３年７月３０日以降）

県立学校の部活動においては、下記、感染症対策の措置を講じた上で、実施するものといたします。
 なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、依然として警戒を緩めることはできないため、次に県教育委員会が通知するまでの当面の間、以下の取組を徹底してください。

実施にあたって

- 健康観察を実施し、体調がすぐれない生徒は参加させないこと。（発熱、咳やのどの痛みなど）
- インターハイや高総文祭などへの参加や、県内における大会参加等を含めた他校等との交流後の健康管理の徹底について、特に留意すること。
- 生徒本人・保護者の意向を尊重すること。
- 合同での練習会・練習試合・合宿・演奏会・地域行事への参加など、他校等との交流は県内のみとする。県外との交流や県外での実施はしないこと。（県外チームを県内に招聘することも含む）
- 文化部活動においては、室内で生徒同士が近接距離で行う合唱や管楽器演奏は、可能な限り避けること。
- 大会への参加については、県内のみとするが、中央競技団体等や高体連・高野連・高文連・中体連・中文連が主催・共催・後援する全国大会・九州大会等へ出場する場合については県外も可とする。（県HPに示されている、「感染者が拡大している地域」などを参考に、該当地域の感染状況に十分注意し、移動中や宿泊先における感染防止対策を徹底すること）
- 大会参加や交流を計画する際は、自校が所在する市町が独自の感染症対策として、移動等を制限する場合もあることなどに留意するとともに、生徒・保護者の意向を尊重し、実施の可否を慎重に判断すること。

具体的な留意事項

【感染拡大防止対策について】

- ・部活動ごとに場所や時間を割り振るなど、一度に大人数が集まって人が密集する活動とならないようにすること。特に、部員同士が集まって食事を摂る場面を可能な限り避けるなど、飲食時の感染防止を徹底すること。
- ・更衣室や部室等は、交替で入室するなどして、一度に大人数の生徒が使用することを避けること。
- ・移動の際は、原則マスク着用を徹底し、バス等利用時は定期的な換気も行うこと。
- ・合宿などで他チームと宿舎が同じ場合は、飲食および入浴の時間や会場を分散する、他のチームと相部屋にしないなど、可能な限り、普段一緒に活動している者以外との接触を避けること。
- ・毎回、部活動単位で、生徒の体温を検温するなど、健康観察を行うこと。
- ・練習前・休憩時・練習後などに手洗いを行うこと。
- ・体育館、校舎内等の屋内施設を用いる場合、ドアを広く開け、普段以上のこまめな換気を行うこと。
- ・生徒が手を触れる場所（ドアノブ、手すり、スイッチ）や用具・器具等は、消毒液等を使用して清掃を行うなど、感染拡大防止のための防護措置等を講じること。特に楽器等については唾液の処理等も適切に行うこと。
- ・身体接触のある活動、互いに近接する活動などにおいては、練習内容や方法に特段の配慮を行うこと。
- ・給水用のボトルやコップ、汗を拭くタオルなどは共用しないこと。
- ・活動参加について、承諾書（様式は各学校独自）により、保護者の承諾を得ること。

「県HP」はこちらです。

- 『「長崎県からのお願い」に記載している「感染者が拡大している地域について」』で閲覧可
- QRコード：こちらからも確認できます。

